

郵送による転出届

「消せるボールペン」や鉛筆は使用しないでください。

(宛先) 紀の川市長		届出日(記入日)	令和 年 月 日
届出人の氏名	㊞	生年月日	明・大 昭・平 年 月 日
届出人の住所			
連絡先	【平日8:45~17:30に連絡がとれる電話番号を記入してください。】 (携帯電話) — — (自宅等) — —		

異動日 (引越した日、引越予定日)		令和 年 月 日	※ 異動日から14日以内に転入の届出をしてください。 正当な理由なく14日以内に届出をされないと、 過料に処せられることがありますので、ご注意ください。		
住所	旧	紀の川市	世帯主	旧	
	新			新	
転出する人の氏名 (転出する人全員についてご記入ください)		生年月日	性別	続柄	
1	ふりがな	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		
2	ふりがな	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		
3	ふりがな	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		
4	ふりがな	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		
5	ふりがな	明・大・昭・平・令 年 月 日	男・女		
【マイナンバー(個人番号)カード・住民基本台帳カードをお持ちの方へ(顔写真付きのもの)】 有効期限内のマイナンバー(個人番号)カードもしくは住民基本台帳カードをお持ちの方は、特例による転出・転入(通常転出時に発行する転出証明書の代わりにマイナンバー(個人番号)カードまたは住民基本台帳カードを使った転入)を行うことが出来ます。希望される方は「希望する」に○を付けてください。 ※届出を受理した日が届出日となります。転出届に記載の届出日にはなりませんのでご注意ください。届出日が異動日(引越日)から14日以上を過ぎてしまった場合、カードは失効し特例での届出ができなくなります。余裕をもって届出をしてください。				希望する 希望しない	
転出証明書の再交付を希望される方は「再交付」に○を付けてください。転出証明書の再交付が認められる事由は、転出証明書の紛失、汚損、破損に限られます。 ※特例による転出を取り止めて、転出証明書の発行を希望される場合も「再交付」に○を付けてください。				再交付	

★次の①~③をそろえて下記まで郵送してください。

- ① 郵送による転出届 (すべての欄に記入してください。)
- ② 届出人の本人確認書類のコピー
運転免許証・マイナンバーカード(顔写真付き)などのホームページに記載している書類のコピーを同封してください。
- ③ 返信用封筒 (切手を貼り、送付先の住所・宛名(届出人氏名)を記入したもの)
転出証明書の送付先は、新旧どちらかの住所あてとなります。必ず郵送物が届く住所を記入してください。
※カードを利用したお届け(特例転出)を希望された方には転出証明書は発行しませんので、同封は不要です。

【マイナンバー(個人番号)カード・住民基本台帳カードを利用した特例転出する場合】

- 転入手続きができるようになりましたら、連絡先にご連絡します。
- 転入先の市町村にマイナンバー(個人番号)カード・住民基本台帳カードを持参し、転入の手続きをしてください。
※転入手続きの際、個人番号カード・住民基本台帳カードの暗証番号が必要です。
- 転出予定年月日(異動日)から30日を経過した場合、又は転入した日から14日を経過した日のいずれか早い日以後に転入届をする場合は、紀の川市の「転出証明書」の交付を受けてください。
※上記の場合、個人番号カード・住民基本台帳カードの継続利用ができなくなりますのでご注意ください。

★送付先

〒649-6492 紀の川市西大井338番地 紀の川市役所 市民課 TEL 0736-77-2511(代)